

公益財団法人I-0 DATA財団 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条及び第196条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号、並びに、定款第14条及び第32条の規定に基づき、公益財団法人I-0 DATA財団の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類及び通勤手当)

第2条 役員等の報酬は、常勤役員等にあつては本給とし、非常勤役員等については、非常勤役員等手当とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員等には、通勤手当を支給することができる。

(報酬等の支払方法)

第3条 役員等の報酬、通勤手当、交通費、および宿泊料（以下、本条および次条において「報酬等」という。）は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬等の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬等の支給日)

第4条 役員等の報酬等は、その月の月額的全額を翌月10日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、翌営業日に支給する。

(報酬の決定基準)

第5条 常勤理事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別紙に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

2 常勤監事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別紙に基づき、監事の協議によって決定する。

(通勤手当)

第6条 常勤役員等が通勤のために要する費用については、月額50,000円を限度として、そ

の全額を通勤手当として支給する。ただし、片道の距離が1.5km未満の場合には支給しない。

- 2 役員等が私有の自動車を利用して通勤する場合の取扱いについては、別に定める。
- 3 通勤は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法によるものとする。
- 4 常勤役員等が出張、休暇その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないときは、その月の通勤手当は支給しない。

(非常勤役員等手当)

第7条 非常勤役員等の非常勤役員等手当については、第5条の規定を準用する。

(日割計算)

第8条 新たに役員等になった者には、その日から報酬（通勤手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

- 2 役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

附 則

この規程は、平成29年7月21日から施行する。

この規程は、平成30年12月26日から施行する。

この規程は、令和2年3月31日から施行する。

別紙

(1) 常勤役員等の報酬等

報酬額

(単位：円)

号	報酬月額
第1号	150,000
第2号	200,000
第3号	250,000
第4号	300,000
第5号	350,000
第6号	400,000

号	報酬月額
第7号	450,000
第8号	500,000
第9号	550,000
第10号	600,000
第11号	650,000
第12号	700,000

交通費および宿泊料の支給

常勤役員等が財団における自己の職務遂行のため移動をする場合の交通費および宿泊料は実費精算とし、上限は以下の通りとする。なお、交通費および宿泊料の支給基準や精算手続はこの法人の職員旅費規程に準ずるものとする。

区分	交通費
片道100km未満	なし
片道100km以上	実費

宿泊料 (単位：円)	
A地域	B地域
15,000	13,000

- (注) 1. A地域とは、東京都及び政令指定都市をいい、B地域とは、A地域以外の地域をいう。
2. 宿泊は、中級程度の施設の利用を原則とする。

宿泊料 (単位：ドル)	
A地域	B地域
150	130

- (注) 1. A地域……アメリカ、カナダ、欧州、アフリカ、ロシア、豪州、中南米、インド
2. B地域……中国、東南アジア、中近東、韓国、台湾、その他の地域
3. 宿泊は、現地ホテルの中級程度を原則とする。

(2) 非常勤役員等の報酬等

報酬額

非常勤役員等が、この法人の評議員会、理事会、その他の財団における公式行事等に出席したときは、1日につき18,000円を支給する。

交通費および宿泊料の支給

非常勤役員等が財団における自己の職務遂行のため移動をする場合の交通費および宿泊料は実費精算とし、上限は以下の通りとする。なお、交通費および宿泊料の支給基準や精算手続はこの法人の職員旅費規程に準ずるものとする。

区 分	交通費
片道100km未満	なし
片道100km以上	実費

宿泊料（単位：円）	
A地域	B地域
15,000	13,000

- (注) 1. A地域とは、東京都及び政令指定都市をいい、B地域とは、A地域以外の地域をいう。
2. 宿泊は、中級程度の施設の利用を原則とする。

宿泊料（単位：ドル）	
A地域	B地域
150	130

- (注) 1. A地域……アメリカ、カナダ、欧州、アフリカ、ロシア、豪州、中南米、インド
2. B地域……中国、東南アジア、中近東、韓国、台湾、その他の地域
3. 宿泊は、現地ホテルの中級程度を原則とする。

(3) 日当支給

役員等が出張する場合、国内出張のときは4,000円を、外国出張のときは60ドルを、日当として支給する。ただし、同一地域内及び片道100km未満の地域への上張の場合には、日当は支給しない。